

「令和7年度千葉県副業人材マッチング支援事業業務委託」

企画提案に係る質問と回答

○質問と回答（令和7年2月4日から2月12日までの受付分）

番号	質問	回答
1	共同提案の場合、様式第1号を連名で提出、様式第5号については各社分を提出する必要があるか。	様式第1号については、代表会社のみ記載して御提出ください。 様式第5号については、各社分を作成して御提出ください。
2	業務委託契約書案第6条に規定されている再委託の禁止について、動画作成時に動画制作会社へ委託する等の場合も、再委託の禁止に該当するか。	原則として再委託は禁止となりますが、書面により発注者の承諾を得た場合には再委託が可能となります。
3	業務委託契約書案第7条に規定されている金銭の支給の禁止について、イベントやセミナーを実施する際に地域金融機関等の支援機関に、イベント参加者等の集客対応の一部を依頼した場合、その集客活動に係る経費等を負担することは可能か。 また、可能な場合、見積書の委託費の中に積算することは可能か。	本事業の委託費に係る設計では、受託業者が支援機関に対し、経費が発生する集客活動を依頼することは想定しておりません。そのような依頼については、再委託にあたることも想定されます。御提案内容によるため、詳細については、受託業者決定後、協議させていただきます。
4	支援機関となる金融機関、商工会等の指定はあるか。	本事業に係る連携協定を締結した支援機関（金融機関及び商工団体）は以下のとおりとなります。 株式会社千葉銀行、株式会社京葉銀行、株式会社千葉興業銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合、株式会社日本政策金融公庫（千葉支店・館山支店・松戸支店・船橋支店）一般社団法人千葉県商工会議所連合会、千葉県商工会連合会
5	支援機関向け勉強会、地域企業向けセミナーについて、実施回数、参加者数の目標はあるか。	支援機関向け勉強会、地域企業向けセミナーについては、受託業者決定後、支援機関の意向を踏まえ、実施回数等を協議させていただきます。
6		